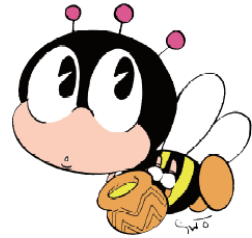


令和7年度
調査研究成果報告書



社会教育士ネットワーク構築プロセス
についての基礎的研究

令和8年3月
広島県立生涯学習センター

目次

1	はじめに	1
2	社会教育士の創設と期待される役割	
(1)	社会教育士の創設とその背景	
1)	創設の背景とされる社会環境の変化	2
2)	従来の「社会教育主事」制度における課題	3
(2)	社会教育士の創設と期待される役割	
1)	社会教育士の創設	3
2)	社会教育士に期待される役割	4
(3)	社会教育主事と社会教育士の異同と連携	4
(4)	社会教育主事と社会教育士の育成・連携・活用における県の役割	5
3	当センターにおける社会教育士の育成・活用	
(1)	社会教育士の育成	6
(2)	社会教育士ネットワーク化の試行	7
(3)	広島県における社会教育士ネットワークの活用事例	8
4	当センターにおける社会教育士の育成、 ネットワーク化の試行プロセスの成果と課題	8
5	社会教育士ネットワーク構築の意義と今後の展望	9

令和7年度 調査研究成果報告書

社会教育士ネットワーク構築プロセスについての基礎的研究

【調査研究者】

広島県立生涯学習センター 所長 瀬山 里美
振興課長 天保 信子
社会教育主事 杉原 直樹

【調査研究・助言者】

広島県立生涯学習センター 生涯学習推進マネージャー 山川 肖美
(広島修道大学 教授)

1 はじめに

近年の日本社会は、人口減少・高齢化の進行、地域コミュニティの変容、家族形態の多様化、災害の激甚化など、複合的かつ構造的な課題に直面している。とりわけ地域社会においては、従来の地縁的・血縁的つながりを基盤とした相互扶助の機能が弱まり、地域課題が複雑化・多様化する傾向が顕著となっている。

こうした状況の下で、社会教育は、住民一人一人が主体的に学び、他者と協働しながら地域課題の解決や地域づくりに参画するための基盤として、その重要性が改めて認識されてきた。加えて、社会教育は、行政が単独で提供するものではなく、NPO、学校、大学、企業、地域団体など、多様な主体によって担われる領域へと拡張している。このことは、社会教育行政に対して、従来の施設中心・部局中心の枠組を超えた調整機能や、主体間をつなぐ役割を要請するものである。

社会教育法に基づき配置される社会教育主事は、社会教育行政の中核として、社会教育を行う者に対する専門的・技術的助言を担う存在として制度上位置づけられてきた。しかし、市町村合併や行財政改革の影響を受け、社会教育主事の任用数は減少傾向にあり、資格を有していても任用されなければ専門性を十分に発揮できないという、資格と活用の乖離が課題として指摘されてきた。また、社会教育主事の専門性が行政内部にとどまり、行政外の多様な主体との協働に必ずしも結び付いていない点も、制度構造上の制約となっていた。

こうした課題認識の下、第6期中央教育審議会生涯学習分科会（平成25年1月）⁽¹⁾以降の中央教育審議会における議論では、「ネットワーク型行政」の理念⁽²⁾を踏まえ、社会教育行政の再構築⁽³⁾と社会教育人材の養成・活用の在り方⁽⁴⁾が検討されてきた。その流れの中で、社会教育主事講習等の修了者の専門性を社会全体で活用する仕組みとして、令和2年に「社会教育士」の称号制度が創設された。

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（令和6年6月）⁽⁵⁾及び生涯学習分科会社会教育人材部会「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」（令和6年6月）⁽⁶⁾では、社会教育主事を「地域全体の学びのオーガナイザー」、社会教育士を「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」と位置づけ、両者の連携とネットワーク化の必要性が明確に示されている。

こうした政策動向を受け、広島県立生涯学習センター（以下「当センター」という。）では、社会教育主事及び社会教育士の育成と、これらの人材をつなぐネットワークの構築を目的とした取組を段階的に

展開してきた。

先行研究においては、社会教育士制度の創設経緯や制度的意義⁽⁷⁾、社会教育士に期待される役割に関する整理⁽⁸⁾や、自治体を対象としたニーズ調査⁽⁹⁾は一定程度蓄積されている。一方で、社会教育士を育成する機関が、ネットワーク構築をどのようなプロセスで試行し、その過程でどのような成果と課題が生じたのかを実施側の視点から分析した研究は、ほとんど見受けられない。

そこで本研究では、社会教育士創設の経緯と期待される役割、社会教育主事との関係性、社会教育人材（社会教育主事及び社会教育士並びに社会教育に関わる広い関係者）のネットワーク化の機能等の論点を整理した上で、当センターにおける社会教育士の育成、ネットワーク化の試行プロセスの成果とその課題を分析し、社会教育士ネットワーク（当センターでは、社会教育主事、社会教育士及び旧制度による社会教育主事有資格者が登録対象）構築の意義と今後の展望を考察する。

2 社会教育士の創設と期待される役割

(1) 社会教育士の創設とその背景

1) 創設の背景とされる社会環境の変化

人口減少や高齢化、地域コミュニティの衰退とつながりの希薄化、グローバル化、情報通信技術の進展や技術革新に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、国際情勢の不安定化など、近年はVUCAと呼ばれる予測困難な時代にある。

地域では、自治会、町内会等の伝統的なコミュニティが変質する一方、災害の激甚化などの影響もあり、個人が積極的に社会に参画し、他者と協働しながら主体的に「互助・共助」による活力ある地域づくりに貢献していこうとする気運が高まりつつある。

また、新たな社会的課題や地域課題対応への観点から、社会教育担当部局以外で行われる普及啓発事業、NPOなどの活動、大学等の高等教育機関における公開講座の開設や、学生などによる社会貢献活動の推進、民間事業者における教育事業など、社会教育事業は多様な主体により展開されている。

こうした社会環境の変化は、社会教育行政に対し、学校教育や社会教育施設間の連携の強化のみならず、首長部局やNPO、民間団体、企業等とも積極的に連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取組を進めていくネットワーク型行政の推進を要請してきた。

ネットワーク型行政とは、平成10年の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」⁽²⁾において、社会教育行政が生涯学習振興行政の中核として、各部局の事業や民間活動の連携・ネットワーク化に努めるべきものとして位置づけられた概念である。

さらに、平成20年の中央教育審議会答申「新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」⁽¹⁰⁾においては、生涯学習に資する施策等を総合的に調和・統合させるための行政が、生涯学習振興行政の特有の領域であると捉え、その中核を担うことが社会教育行政に期待されるとされた。加えて、社会教育に関する専門的職員について「社会教育士」や「地域教育士」のような汎用資格の検討可能性が指摘されている。

こうした潮流の中で、第6期中央教育審議会生涯学習分科会は、社会教育主事の養成・配置や資格の在り方を総合的に検討する必要性を提言⁽¹¹⁾した。

続く第7期中央教育審議会生涯学習分科会（平成25年9月）の「社会教育推進体制の在り方に関する

ワーキンググループ」は、社会教育主事が社会教育行政関係施策の企画・立案や事業推進において不可欠であるとしつつも、社会教育行政以外の分野にもその専門性を活かし得る点に注目し、社会教育主事講習修了者の知識や経験を社会的に認知する仕組みの検討を提起⁽¹²⁾した。

すなわち、社会教育行政に求められるネットワーク型行政の要請は、社会教育の専門職員の在り方、特に社会教育主事制度の限界と可能性を改めて問い直す契機となったのである。

2) 従来の「社会教育主事」制度における課題

社会教育主事は、昭和34年改正の社会教育法により、都道府県及び市町村の教育委員会に必置とされた。昭和49年には、「派遣社会教育主事」制度による国庫補助が設けられ、社会教育主事の拡充が図られたが、平成9年に補助制度が廃止され、平成10年には地方交付税措置へと移行した。また、自治体の行財政改革による人件費削減や市町村合併等の影響も受け、社会教育主事は平成8年をピークに減少に転じ、現在では、社会教育主事を置いていない市町村も増加している。

社会教育主事は、教育公務員特例法において指導主事と並ぶ専門的教育職員である。社会教育法では、その職務は社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えると規定するとともに、講習の修了等の任用資格を定めている。社会教育主事資格は、教育委員会における社会教育主事としての職務を的確に遂行するために必要な基礎的資質・能力を保証する制度として位置づけられてきた。

しかし、現行制度の下では、資格を取得しても教育委員会に任用されなければ資格を十分に活かすことができないという制約があった。また、学校教育活動、まちづくり、高齢者福祉、環境、防災などの社会教育行政以外の社会教育に関連する様々な場面、NPOやボランティア団体など、教育委員会以外の分野でも社会教育主事資格を活用したいという希望が数多く寄せられる一方で、地域の多様な主体との協働に必ずしもつながっていないという指摘⁽¹⁾もなされてきた。

折しも、平成29年3月に社会教育法が改正され、地域学校協働活動の機会提供が教育委員会の事務として明確化され、学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備が制度的に裏付けられた。

さらに同月、「学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議」⁽¹³⁾において、今後の社会教育においては、官民パートナーシップの推進を図っていくことが求められており、社会教育主事には、様々な主体を結び付け、地域資源や各主体の強みを活かしつつ、地域課題に応じて「学び」や「実践」の場をアレンジすることにより地域課題を「学び」に練り上げ、課題解決につなげる「学びのオーガナイザー」としての役割を担っていくことが必要であると整理した。

加えて、社会全体として学習機会の充実を図るため、NPOなど多様な主体の活動に携わる方々にも社会教育主事資格が広く活用されることや、官民を問わず社会のあらゆる場で活躍する「学びのオーガナイザー」がその経験を共有、蓄積し、互いに能力を高め合っていくことができるよう、社会教育主事経験者、有資格者のネットワーク化を図る必要性が提言された。

ここに、任用制約の克服と、専門性の社会的活用を促進する制度改革の方向性が明確化したと言える。

(2) 社会教育士の創設と期待される役割

1) 社会教育士の創設

こうした議論を受け、平成29年8月、社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会は「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」⁽¹⁴⁾により、今後の社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の在り方と資格活用の方策を提示した。

社会教育主事講習については、「多様な主体と連携・協働し、学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い、学習者の地域社会への参画意欲を喚起して、学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげていくことができる実践的な能力」の形成を重視する設計への見直しが示された。

また、社会教育主事資格の活用については、地域学校協働活動を推進するため、社会教育主事の配置や社会教育主事資格を有する地域連携担当教職員の配置を進める動きも広がっていた。社会教育活動に携わる上で、有資格者が教育委員会から社会教育主事として発令を受けずとも社会の各分野で教育活動に携わり、活躍できる環境を整えるため、社会教育主事講習と社会教育主事養成課程の修了者に「社会教育士」の称号を付与するよう法令上の措置を講ずるよう提言がなされた。

これを受け、平成30年、社会教育主事講習等規程が改正され、講習科目は従来の「生涯学習概論・社会教育計画・社会教育演習・社会教育特講」から、「生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育演習」へ再編された。ここでは、学習者の多様な特性に応じた学習支援や多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決などにつなげていくための知識及び技能の修得が意図されている。また、修了証書授与者は「社会教育士（講習）」、養成課程の修了者は「社会教育士（養成課程）」と称することができることとされ、令和2年4月の施行以降、修了者には「社会教育士」の称号が与えられることとなった。

2) 社会教育士に期待される役割

新たに誕生した社会教育士には、社会教育行政のみならず、地域社会や民間分野で社会教育の理念を体現し、実践を担う専門人材としての役割が期待されている。

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）⁽¹⁵⁾は、社会教育を持続的な地域コミュニティの基盤形成に資する営みであると明示され、その社会教育活動を支える人材として、社会教育主事及び社会教育士の存在が明確に位置づけられた。また、社会教育士は「社会の多様な分野において活躍が期待されていることから、首長部局の行政職員や地域学校協働活動推進員に加え、NPOや企業等における地域の課題解決に取り組む多様な人材が社会教育士の称号を取得することや、社会教育人材のネットワーク化等を促進する」ことが明記された。

社会教育士は、社会教育主事の専門性を教育委員会における必置職の任用資格に閉じるのではなく、各分野の専門性と社会教育の知見を媒介しながら、学びを通じた協働を促進する人材として、社会全体で活用し得る学びのオーガナイザーとして拡張し、社会的認知と活躍領域の拡大を促す制度と位置づけられる。

(3) 社会教育主事と社会教育士の異同と連携

社会教育主事と社会教育士は、社会教育を専門的に担う人材という点では共通しているが、その位置づけと活動領域には明確な差異がある。

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理⁽⁵⁾において、社会教育主事と社会教育士の期待される役割が次のとおり明示された。

まず、社会教育主事は教育委員会の事務局に配置される行政職であり、社会教育法に基づく「必置職」である。社会教育主事講習又は養成課程の修了に加え、一定の実務経験を持つ者が任用される。彼らは社会教育行政の中核を担い、公民館、図書館、博物館等の施設運営、社会教育計画の策定、社会教育関係者

への専門的技術的助言など、行政的な立場から社会教育を推進する役割を担っている。その上で、学校教育をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等の地域コミュニティに関する多様な分野と社会教育をつなぎ、地域全体を俯瞰した連携・調整を図ることなどにより、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引する、いわば「地域全体の学びのオーガナイザー」として、地域の社会教育の振興の中核を担うことが求められている。

一方、社会教育士は、社会教育主事講習・養成課程の修了者に与えられる称号であり、特定の職に就かずとも社会教育の理念を実践に活かすことができる。そのため、社会教育士は行政職に限らず、NPO、企業、学校、地域団体等、多様な分野で活躍できる点に特徴がある。社会教育士は、現場レベルの活動において、各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加えるような工夫やコーディネートを行ったり、また社会教育の手法を用いて、人々の活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする、いわば「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」としての活躍が期待されている。

社会教育主事が行政的な視点から社会教育を支えるのに対し、社会教育士は現場において住民と直接関わりながら、学びを媒介とした地域づくりを担う存在である。言い換えれば、社会教育主事は行政の中で社会教育を推進する専門家、社会教育士は社会の中で社会教育を実践する専門家であり、異なる立場で社会教育を推進するパートナーである。両者の関係は、対立的ではなく相互補完的である。社会教育主事が行政的枠組みの中で地域の学習環境を整備し、社会教育士が地域住民や各種団体と共にその現場を動かすという協働関係が理想である。

近年では、社会教育士が地域コーディネーターや公民館職員、NPOリーダー、企業の社会的責任推進担当者などとして活動する事例が増えており、社会教育主事がこうした人々を支援・連携することで、地域全体の社会教育力が高まる構図が生まれている。さらに、当然ながら社会教育士の称号を有する社会教育主事も存在する。特に、地域コミュニティの再生や防災、福祉の分野では、行政と民間、専門職と住民ボランティアが協働する場面が増加しており、社会教育主事は、その活動を行政的に支える「推進者」として、社会教育士は、行政施策を現場の学びへと転化させる「実践者」として、それぞれの立場から地域づくりを牽引する役割を担っている。

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会の「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)」⁽⁶⁾では、地域の社会教育人材はそれぞれの分野の専門性と相互のつながりを活かし、学びを通じて地域の抱える課題に取り組むことが期待されており、その役割を最大限発揮できるようにするためには、社会教育人材のネットワークの構築が重要であり、社会教育主事と社会教育士等の社会教育人材が各地方公共団体の域内外において有機的につながることが、地域における人づくり、つながりづくり、地域づくりに資するものであると整理されている。

社会教育の裾野が拡大する中、社会教育主事が地域における社会教育全体を俯瞰し、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化することにより、社会教育士をはじめとする地域の社会教育人材が、各分野の専門性と相互のつながりを活かして活躍できることが期待されている。

(4) 社会教育主事と社会教育士の育成・連携・活用における県の役割

社会教育主事・社会教育士が社会教育の中核として機能するためには、育成・連携・活用を総合的に推進する主体が不可欠であり、とりわけ県には広域的な調整と支援の責務が大きい。

令和6年7月11日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長「中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」を踏まえた対応について（通知）」では、都道府県教育委員会が留意すべき取組として、社会教育主事の配置促進、社会教育士の認知度向上や有用性の周知、活躍場所の拡大、社会教育人材のネットワーク化、継続的な学習機会の確保が示された。これらは、人材の量的拡大のみならず、質的向上と社会的活用を一体として進める必要性を意味する。

当センターは、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが主催する社会教育主事講習 [B] の地方会場の一つとして、称号付与以降の資格取得者増加に対応し受講定員を拡大するなど、量的拡大に一定の貢献を果たしている。他方で、社会教育士の認知度向上や有用性の周知、活躍場所の拡大には、多様な分野での活躍事例の蓄積と可視化、必要な分野への情報送達が鍵となる。また、人材のネットワーク化は、社会教育主事を中核として教育行政と首長部局、学校教育と社会教育、民間・NPOなどを結び、社会教育士が地域課題解決に参画できる環境を整える仕組み、すなわちネットワーク型行政を実質化する条件である。さらに、継続的な学習機会の確保は、講習修了後も社会変化や政策動向に応じて知見を更新できる環境整備であり、職務・経験に応じた研修機会の充実が求められる。

加えて、県には、市町単位では対応が難しい課題に対し、情報共有や実践事例の発信を通じて地域間ネットワーク形成を支える広域ハブ機能が期待される。こうして築かれた広域ネットワークこそが、社会教育士を多様な分野で組織的に活用する基盤となる。社会教育の裾野が拡大する現局面において、県が広域的視点から人材と学びをつなぎ、市町ベースあるいは市町間を橋渡しすることは、地域社会全体の持続的発展に資する重要な条件である。

3 当センターにおける社会教育士の育成・活用

(1) 社会教育士の育成

令和元年10月、次年度からの社会教育主事講習科目の変更に伴い、これまで当センターで実施してきた社会教育主事向けの研修内容を改定して実施した。従来の研修は、「理論編」と「実践編」の2回構成で、専門的教育職員としての知識・技能の更新・向上を目的としていた。社会教育主事講習科目が「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」へ変更されたことに準拠し、この研修も「経営編」と「支援編」へと再編した。その後令和5年まで、「社会教育主事等研修」として「経営編」と「支援編」の2回構成で継続的に実施され、既存の社会教育主事等に対して新たな資質・能力を向上させる機会を提供した。

令和6年度からは、名称を「社会教育士・社会教育主事等研修」に改め、最新の施策動向や先駆的取組に関する新たな知識、多様な主体と連携・協働を図って学習成果を地域課題解決等につなげていく能力を育成しながら、社会教育人材のネットワーク形成もねらいとした参加型の研修へ更新した。さらに令和7年度には「社会教育主事等研修（兼社会教育士フォローアップ研修）」へ改称し、これまでの社

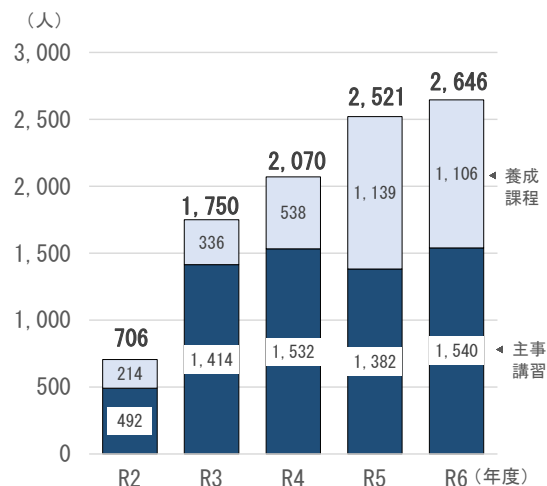


図1 社会教育士称号付与数の推移⁽¹⁶⁾
(令和2年度～6年度)

会教育主事等の資質・能力向上という目的を継承しつつ、社会教育士を対象としたフォローアップ研修としての位置づけを明確化した。

表 1 社会教育主事等研修の変遷

～平成30年度	社会教育主事等研修 「理論編」「実践編」 <ul style="list-style-type: none"> 最新の施策動向に関する新たな知識を身に付ける。 先駆的取組に関する新たな知識を身に付ける。 他者や他機関と連携・協働しながら、活動を展開するための参加型学習を企画・運営する技能（ファシリテーション力）を身に付ける。
令和元年度 ～令和5年度	社会教育主事等研修 「経営編」 多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る。 「支援編」 学習者の特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る。
令和6年度	社会教育士・社会教育主事等研修（全2回） 社会教育士・社会教育主事（専門的教育職員）として常に更新しておくべき次の資質・能力の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 最新の施策動向や先駆的取組に関する新たな知識 多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていく能力 学習者の主体的な学びや地域社会への参画を促し、多様な特性に応じて学習を支援する能力
令和7年度	社会教育主事等研修（兼社会教育士フォローアップ研修）（全2回） 社会教育主事（専門的教育職員）、社会教育士、生涯学習振興・社会教育行政関係職員として更新しておくべき次の資質・能力の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 最新の施策動向や先駆的取組に関する新たな知識 多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていく能力 学習者の主体的な学びや地域社会への参画を促し、多様な特性に応じて学習を支援する能力

(2) 社会教育士ネットワーク化の試行

当センターでは、社会教育主事講習や大学の養成課程等を修了し、「社会教育士」の称号を得た人々が、修了後もつながり、学び合うためのネットワークづくりを行っている。

令和4年度は、ネットワーク構築に向けた基盤作りに着手した。3月には、令和4年度社会教育主事講習 [B] 修了者を対象に、各市町への情報提供について打診を行い、「社会教育士ネットワーク（仮称）」の設立に向けた初期の働きかけを開始した。この段階では、将来的なネットワークの可能性を探ることに重点が置かれた。

令和5年度に入り、ネットワークの具体的な活動が始動した。4月には、当初16名の社会教育士がネットワークに登録し、その情報が13市町に提供された。これは、地域における社会教育士の存在を認識してもらう上で重要な契機となった。8月には、社会教育士の活動を紹介する「コラム第1弾」を公開。当センター職員を含む3名を取材対象とし、インタビュー形式で社会教育士の役割や実践を紹介することで、その存在意義を広くアピールした。

翌年3月には、ネットワークの名称を正式に「広島県社会教育士ネットワーク」と定め、対象を令和2年度から令和5年度までの社会教育主事講習 [B] 広島会場修了者へと拡大し、参加を呼びかけた。同時に、広島大学における令和4年度及び令和5年度社会教育主事講習修了者にも通知を行い、より広範な社会教育士の参画を促した。これらの働きかけと並行して、登録フォームの URL とリーフレットを当セ

センターのウェブサイトに掲載し、登録手続きの利便性向上を図った。この結果、社会教育士の登録者数は着実に増加傾向を見せた。

令和6年度は、社会教育士ネットワークの規模拡大と多様化が進んだ。5月には登録者が37名に達し、引き続き市町への情報提供を継続した。7月にはさらに3名が追加登録され、登録者総数は40名となった。さらに、専門性の維持向上とネットワーク参加者の連携強化を目的として、これまで「社会教育主事等研修」として実施していた研修を「社会教育士・社会教育主事等研修」へ改称・再編した。また、研修の案内を社会教育士ネットワーク登録者にも提供し、これまで社会教育士の称号を得た後の学びの場やネットワークづくりの場への参加が限定的であった者も、学びをアップデートする機会を得ることができるようにした。全2回で、延べ84名が受講した。9月には登録者が3名追加され、総勢43名となり、市町への情報提供も継続された。2月には、新たに2名が登録し、登録者総数は45名となった。また、令和6年度社会教育主事講習[B]広島会場修了者にもネットワーク参加の通知を行った。

令和7年度は、社会教育士ネットワークの発展と質的向上を目指した。4月には17名が、6月には1名が追加登録され、登録者総数は63名に達した。9月には、登録者の異動や登録項目の精選を考慮し、登録内容の変更を実施した。既存の登録情報を更新することで、ネットワーク情報の鮮度と実用性を維持し、持続的な活動基盤を確立することを目指した。具体的には、情報提供の基本の範囲を県内全市町としたり、情報提供の内容に活動領域やアピールポイントなどを追加したりした。

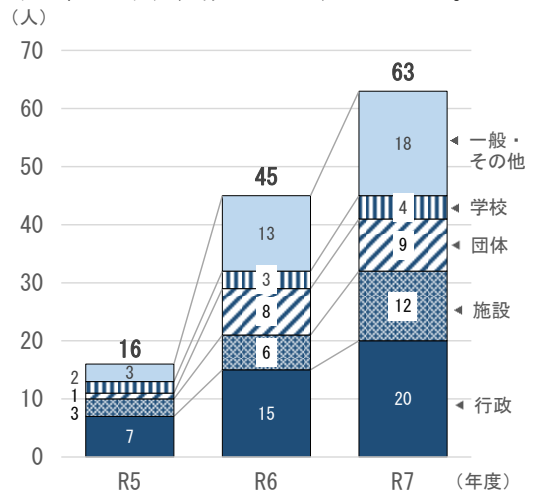


図2 社会教育士ネットワーク登録者数と属性の推移（令和5年度～7年度）

(3) 広島県における社会教育士ネットワークの活用事例

令和7年3月、広島県生涯学習研究実践交流会の分科会において、「職種や地域を超えたネットワークの構築とその継続に向けて」というテーマでトークセッションを実施した。パネラー、参加者ともに、社会教育士を含めた様々な属性の方が集った。社会教育士同士又は社会教育士以外との交流も多く見受けられ、社会教育を通してつながることの可能性を改めて考える契機となった。

同年8月には、生涯学習・社会教育分野における学習意欲の向上及び社会教育人材のネットワーク化、オープンバッジ受領者同士のコミュニティ形成を図ることをねらいとして、オープンバッジ受領者交流会を実施した。当センターでは、令和5年度より生涯学習分野における学習履歴のデジタル化とその活用に取り組んでおり、「オープンバッジ」という最新技術を利用し、学習履歴をデジタルで証明するという、実証的な研究を行っている。本交流会の参加対象はオープンバッジ受領者であったが、ネットワーク活用の一助となるよう、社会教育士ネットワーク登録者にも参加を促した。意見交流の際、社会教育士の認知度の低さが話題となり、有志による独自の広報活動をスタートさせる動きが見られた。

4 当センターにおける社会教育士の育成、ネットワーク化の試行プロセスの成果と課題

当センターでは、社会教育士の創設趣旨を踏まえ、社会教育主事及び社会教育士の育成とネットワーク

形成に向けた取組を段階的に進めてきた。具体的には、研修内容を刷新して交流性を高め、講習修了者に対する継続的な周知を通じて社会教育士ネットワーク登録者を増やすとともに、活躍事例の発信にも着手した。これらは、修了後の学び直しと関係形成を支える基盤として一定の成果を示す。

一方で、社会教育士の社会的認知はなお限定的であり、活用の場の拡大が課題として残る。加えて、制度上は社会教育主事との連携が期待されるものの、ネットワークは「協働の装置」としての機能において、なお発展の余地がある。

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会の「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」⁽¹⁷⁾では、ネットワークの機能として、施策や事業への協力要請、地域ごとの経験交流と事例共有、イベント運営や個別相談への協力依頼が想定されている。

今後は、当センターのネットワークを基盤に、同窓会型、地域単位、専門性別等、複層的なネットワーク形成を促し、事業協力を相互に求め合える当事者性の高いネットワークへ発展させる必要がある。

5 社会教育士ネットワーク構築の意義と今後の展望

令和6年8月以降、中央教育審議会生涯学習分科会「社会教育の在り方に関する特別部会」において、今後の社会教育の在り方と推進方策に関する専門的な調査や審議が行われており、審議スケジュールでは令和8年夏頃に、令和6年6月に諮問された「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」⁽¹⁸⁾に対する答申（案）が示されることが想定されている。この答申には、社会教育の新たな在り方や社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等の方向性が示されることとされており、当センターにおいてもその議論を注視し、今後の研修やネットワークの在り方を先行して検討していく必要がある。

社会教育士は、行政職に限らず、NPO、企業、学校、地域団体など様々な立場で活動できる点を活かし、それぞれの専門性や実践知を共有することにより、地域づくりの多様な課題に柔軟に対応できる高い可能性を秘めた社会教育人材である。そして、そのネットワークは、学びを媒介に多様な主体を結び、地域課題解決に資する「学びのオーガナイザー」の相互連携を実現する仕組みとして重要な意義を持つ。とりわけ、社会教育主事が行政的視点から施策や制度を整え、社会教育士が現場で実践を展開するという関係性が確立すれば、地域全体の社会教育力は飛躍的に高まる。

本研究は、このような連携の基盤となるネットワークの構築過程を、現場の実践を通して検証した点に意義がある。今後は、このネットワークを情報提供の場にとどめず、協働実践の拠点として機能させることが求められる。そのためには、メールマガジン、SNS等を活用した情報発信とホームページ等による知見の整理・蓄積、社会教育主事・社会教育士・社会教育に関わる広い関係者が連携する協働プラットフォームの充実が重要である。これらの要素は、ネットワークの持続性と社会教育人材の活躍を支える重要な基盤となるだろう。

当センターには広域的支援を担うハブとして、今後も社会教育士の継続的な学びの提供と、ネットワークが「協働の装置」として機能できるよう拡充に努めていくことが求められている。

注

- (1) 中央教育審議会生涯学習分科会『第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理』(平成25年1月)
- (2) 生涯学習審議会『社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について(答申)』(平成10年9月)
- (3) 中央教育審議会生涯学習分科会『社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理』(平成25年9月)
- (4) 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会『社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について』(平成29年8月) P13
- (5) 第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(令和6年6月) P27~28
- (6) 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会『社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)』(令和6年6月) P5~6、P16~17
- (7) 『月刊公民館』全国公民館連絡協議会 編、2024年7月 P44~49、同年8月 P45~50、同年9月 P42~47、同年10月 P45~50、同年11月 P30~36、同年12月 P44~48、2025年1月 P44~47、同年2月 P44~49、同年3月 P45~50(牧野 篤著)
- (8) 『社会教育』一般社団法人 日本青年館 75巻 2020年4月 P14~19(清國 祐二著)
- (9) 久井 英輔「市町村教委における社会教育士へのニーズ：中国地方における調査に基づいて」『社会教育学研究』59 2023年 P69~71
- (10) 中央教育審議会『新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～(答申)』(平成20年2月) P38、47
- (11) 中央教育審議会生涯学習分科会『第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理』(平成25年1月) P18
- (12) 中央教育審議会生涯学習分科会『社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理』(平成25年9月) P8、11
- (13) 学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究協力者会議『人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点の整理』(平成29年3月)
- (14) 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会『社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について』(平成29年8月) P3、14
- (15) 第4期教育振興基本計画(令和5年6月) P19、20、27、28、65
- (16) 社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ(第1回)配付資料【参考資料1】社会教育主事・社会教育士の養成に関する基礎資料より 広島県立生涯学習センター作成
- (17) 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会『社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)』(令和6年6月) P20
- (18) 文部科学大臣『地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について』(令和6年6月)

参考文献

- (1) 原 義彦 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター『三訂 生涯学習概論』ぎょうせい、2025年

令和7年度広島県立生涯学習センター調査研究成果報告書

社会教育士ネットワーク構築プロセス についての基礎的研究

令和8年3月

ぱれっとひろしま

広島県立生涯学習センター

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 7-47

TEL 082-248-8848

FAX 082-248-8840

メール sgcshinkou@pref.hiroshima.lg.jp

H P <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/center/>